

東京都公報

発行
東京都

目次

告 示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………（都市整備局都市基盤部調整課）…一
- 都営住宅の使用料の変更……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…一
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）…四
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………（同）…五
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）…六
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………（同）…六
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…六
- 令和五年度非常勤職員の第一種報酬の額……………（建設局総務部職員課）…七
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…八
- 指定管理者の指定……………（建設局公園緑地部管理課）…一〇
- 都立公園及び公園施設に係る写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収委託……………（建設局公園緑地部公園課）…一〇
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………（同）…二

- 港湾施設の供用開始……………（港湾局港湾経営部経営課）…三
- 認定教育実施者の届出事項の変更届出……………三
- 認定検査実施者の届出事項の変更届出……………三
- 告 示（水）……………三
- 使用水量の計量業務の委託……………三

告 示

●東京都告示第千三百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十九年東京都告示第四百八十七号町田都市計画ごみ焼却場事業及び町田都市計画ごみ処理場事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 町田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
 - 町田都市計画ごみ焼却場事業第一号
 - 町田市熱回収施設
 - 町田都市計画ごみ処理場事業第二号
 - 町田市バイオエネルギーセンター
- 三 事業施行期間
 - 平成二十九年三月二十一日から令和六年九月三十日まで
- 四 事業地
 - 収用の部分
 - 変更なし
 - 使用の部分
 - 変更なし

●東京都告示第千三百三十九号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和五年十一月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート(10号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	54,000
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート(6号棟)	港区南青山1-3	40.7	1	39,900	216,400
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(3号棟)	港区港南4-5	37.3	1	34,600	92,000
一般都営	高層耐火	赤坂五丁目アパート(2号棟)	港区赤坂5-5	51.2	1	50,300	215,400
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(6号棟)	新宿区戸山2-6	38.3	1	32,000	74,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(6号棟)	新宿区戸山2-6	38.3	1	32,100	73,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(9号棟)	新宿区戸山2-9	38.3	1	32,000	76,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(14号棟)	新宿区戸山2-14	38.3	1	32,000	76,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(15号棟)	新宿区戸山2-15	38.3	1	32,000	76,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(34号棟)	新宿区戸山2-34	41.9	2	35,200	86,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(2号棟)	新宿区戸山2-22	38.8	1	32,700	79,000
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(28号棟)	新宿区戸山2-28	43.3	2	37,100	79,700
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(11号棟)	新宿区戸山2-11	40.3	2	35,000	84,800
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,200	51,800
一般都営	高層耐火	西大久保四丁目アパート(1号棟)	新宿区戸山3-18	37.3	1	32,900	73,900
一般都営	高層耐火	文京真砂アパート(14号棟)	文京区本郷4-15	35.8	1	30,500	66,700
一般都営	高層耐火	根岸五丁目アパート(1号棟)	台東区根岸5-18	34.3	3	27,100	42,800
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(3号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	25,800	48,200
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート(2号棟)	墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	63,000
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(3号棟)	墨田区堤通2-4	59.7	1	43,900	67,500
一般都営	高層耐火	大島四丁目アパート(2号棟)	江東区大島4-21	51.2	1	42,300	78,300
一般都営	中層耐火	亀戸六丁目アパート(1号棟)	江東区亀戸6-54	32.6	1	25,200	39,100
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(6号棟)	江東区辰巳1-10	36.6	1	28,600	53,400
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(12号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,000	44,700
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(6号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	43,000
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(11号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	54,100
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(21号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	54,100
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(2号棟)	江東区東陽3-22	34.4	1	27,900	37,500
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(2号棟)	江東区南砂4-4	34.3	1	27,800	49,400
一般都営	高層耐火	森下三丁目アパート(9号棟)	江東区森下3-13	54.0	1	45,100	81,200
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(6号棟)	品川区東品川3-32	34.3	1	29,900	47,700
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(11号棟)	品川区東品川3-32	37.9	1	32,500	50,600
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(2号棟)	品川区八潮5-1	59.6	3	52,300	101,000
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(4号棟)	品川区八潮5-10	59.5	2	52,400	103,200

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	東六郷一丁目アパート(11号棟)	大田区東六郷1-14	36.7	1	28,500	53,200
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	2	26,000	37,600
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(16号棟)	大田区矢口2-21	36.5	2	28,800	40,200
一般都営	中層耐火	萩中一丁目アパート(13号棟)	大田区萩中1-3	39.0	1	31,100	61,500
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(2号棟)	大田区大森東1-31	59.6	1	49,900	86,800
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(3号棟)	大田区大森東1-31	59.6	1	49,900	86,800
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(6号棟)	大田区大森東1-36	59.6	2	49,900	86,800
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート(3号棟)	世田谷区梅丘1-35	41.9	1	34,900	79,800
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(7号棟)	世田谷区喜多見2-10	55.9	1	43,900	73,800
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(36号棟)	渋谷区東2-25	34.4	1	30,500	83,900
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(1号棟)	渋谷区広尾5-7	37.9	3	35,700	102,200
一般都営	中層耐火	中野本町五丁目アパート(2号棟)	中野区本町5-8	36.4	1	27,000	69,100
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート(19号棟)	杉並区堀の内3-49	37.9	4	28,000	46,700
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(8号棟)	北区浮間1-14	59.6	1	48,700	96,500
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(1号棟)	北区赤羽北3-7	51.0	1	40,900	79,700
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(9号棟)	北区赤羽北3-14	51.0	1	41,500	80,000
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート(13号棟)	荒川区東日暮里1-17	37.9	3	27,100	46,700
一般都営	高層耐火	前野町四丁目第2アパート(1号棟)	板橋区前野町4-36	43.9	1	33,100	51,000
一般都営	中層耐火	坂下一丁目第3アパート(1号棟)	板橋区坂下1-14	42.3	1	31,900	56,300
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(2号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	38,800	70,900
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(9号棟)	練馬区北町6-9	51.0	1	39,800	85,700
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート(1号棟)	練馬区関町北3-9	55.9	1	44,100	93,500
一般都営	中層耐火	豊玉仲町三丁目アパート(1号棟)	練馬区豊玉中3-5	39.0	1	29,100	66,400
一般都営	中層耐火	南田中アパート(30号棟)	練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,600	47,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(22号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	47,700
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目アパート(3号棟)	練馬区関町北3-33	55.9	1	43,300	86,700
一般都営	中層耐火	練馬関町一丁目アパート(2号棟)	練馬区関町南2-16	55.9	2	43,500	85,800
一般都営	中層耐火	立野町アパート(1号棟)	練馬区立野町13-6	48.1	1	37,500	74,000
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート(3号棟)	足立区六月1-33	37.3	1	25,200	42,700
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(7号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,400	36,200
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(17号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	43,300
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(5号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,100	43,300
一般都営	高層耐火	谷在家アパート(12号棟)	足立区谷在家3-22	37.9	1	25,600	41,600
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(4号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,200	41,800

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(11号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	23,900	38,700
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(16号棟)	足立区六木1-5	37.7	2	25,100	40,400
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(10号棟)	足立区花畑8-4	42.0	1	27,900	44,000
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(10号棟)	足立区舎人6-10	42.3	1	29,500	42,900
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(14号棟)	足立区舎人6-14	43.6	1	30,400	43,600
一般都営	中層耐火	平野三丁目第2アパート(7号棟)	足立区平野3-14	51.0	1	36,100	61,000
一般都営	中層耐火	東和四丁目第2アパート(8号棟)	足立区東和4-16	55.9	1	40,800	75,400
一般都営	中層耐火	東和四丁目第2アパート(5号棟)	足立区東和4-17	48.1	1	35,100	64,900
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(7号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	39,700	69,300
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート(3号棟)	足立区入谷8-16	55.9	1	39,300	67,500
一般都営	中層耐火	上千葉アパート(3号棟)	葛飾区堀切8-8	59.6	1	45,100	92,100
一般都営	中層耐火	白鳥三丁目アパート(1号棟)	葛飾区白鳥3-2	59.6	1	45,000	88,900
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート(1号棟)	葛飾区新宿1-2	48.1	1	34,900	62,400
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第2アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-3	55.9	2	41,800	78,400
一般都営	中層耐火	奥戸二丁目アパート(2号棟)	葛飾区奥戸2-43	36.7	2	25,300	45,100
一般都営	中層耐火	鎌倉一丁目アパート(1号棟)	葛飾区鎌倉1-21	39.0	1	27,700	56,200
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	3	42,400	72,000
一般都営	中層耐火	西新小岩二丁目アパート(3号棟)	葛飾区西新小岩2-1	55.9	1	42,400	85,700
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	3	25,200	46,200
一般都営	中層耐火	平井一丁目アパート(7号棟)	江戸川区平井3-4	33.4	2	24,500	42,100
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(13号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	50,800
一般都営	中層耐火	平井七丁目アパート(2号棟)	江戸川区平井7-23	39.0	1	28,400	46,700
一般都営	中層耐火	平井四丁目第3アパート(12号棟)	江戸川区平井4-27	39.0	1	29,400	56,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(5-2号棟)	八王子市松が谷5	55.9	1	30,400	57,600
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-4号棟)	八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	78,100
一般都営	中層耐火	立川松中アパート(17号棟)	立川市一番町5-8	35.7	1	17,000	31,500
一般都営	高層耐火	立川富士見町六丁目アパート(51号棟)	立川市富士見町6-51	50.9	1	27,900	57,800
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目第2アパート(25号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-3	55.9	1	42,600	101,700
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(7号棟)	武蔵野市境5-15	55.9	1	42,600	96,500
一般都営	中層耐火	三鷹大沢二丁目アパート(27号棟)	三鷹市大沢2-20	39.0	1	26,200	46,200
一般都営	高層耐火	昭島玉川町アパート(1号棟)	昭島市玉川町1-8	42.6	1	20,100	47,400
一般都営	中層耐火	昭島東町一丁目アパート(3号棟)	昭島市東町1-15	51.0	1	26,900	60,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(3号棟)	調布市国領町3-8	45.2	1	25,000	56,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(7号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,300	76,000

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(8号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,300	76,000
一般都営	中層耐火	調布深大寺町第2アパート(1号棟)	調布市深大寺元町4-35	51.0	1	31,000	70,800
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目第2アパート(4号棟)	調布市富士見町3-19	56.8	1	34,600	87,300
一般都営	中層耐火	国領町アパート(1号棟)	調布市八雲台1-23	55.9	1	35,400	89,300
一般都営	中層耐火	国領町アパート(3号棟)	調布市八雲台1-23	59.6	1	37,800	95,200
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(1号棟)	日野市新井3-1	35.7	1	15,900	32,700
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(5号棟)	東村山市萩山町2-13	48.1	1	28,400	58,600
一般都営	中層耐火	富士本三丁目アパート(1号棟)	国分寺市富士本3-13	51.0	1	27,800	59,300
一般都営	中層耐火	国立東三丁目第2アパート(1号棟)	国立市東3-3	51.0	1	29,800	77,400
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(5号棟)	西東京市北原町2-12	60.5	1	37,900	86,700
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(23号棟)	西東京市田無町7-13	56.8	1	34,000	72,900
一般都営	中層耐火	東野川二丁目アパート(2号棟)	狛江市東野川2-17	51.0	1	32,500	75,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(10号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	45,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート(11号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	45,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート(14号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	2	17,900	45,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート(17号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	45,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート(25号棟)	狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,800	41,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(32号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	45,000
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘二丁目アパート(33号棟)	清瀬市竹丘2-12	63.2	1	41,600	79,900
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘三丁目アパート(2号棟)	清瀬市竹丘3-3	51.0	1	27,800	53,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-3号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	2	17,400	30,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-8号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-10号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	30,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-5号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	30,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-7-2号棟)	多摩市和田3-7	37.7	1	17,700	34,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-1号棟)	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,100	34,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地(6-1-1号棟)	多摩市豊ヶ丘6-1	42.3	1	21,400	32,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地(6-1-3号棟)	多摩市豊ヶ丘6-1	51.1	3	25,800	39,200

●東京都告示第千四百十号
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

第三条第三項の規定により告示する。

令和五年十月三十一日

東京都知事 小池百合子

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)
 近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)

名称	位置	構造及び規模	戸数	使用料	家賃
白鷺一丁目第4アパート (21号棟)	中野区白鷺一丁目十二番	中層耐火 三四・六平方メートル	四一戸	二九、四〇〇円	八二、七〇〇円
同右	同右	同右	一五戸	三四、三〇〇円	九六、五〇〇円
同右	同右	同右	五戸	四〇、六〇〇円	一一四、二〇〇円
同右	同右	同右	同右	同右	一一四、四〇〇円
同右	同右	同右	同右	同右	一三六、九〇〇円
王子三丁目アパート (3号棟)	北区王子三丁目二十三番	高層耐火 三四・六平方メートル	二四戸	三一、七〇〇円	七六、二〇〇円
同右	同右	同右	同右	同右	八八、九〇〇円
同右	同右	同右	六戸	四三、九〇〇円	一〇五、四〇〇円
同右	同右	同右	同右	同右	一二六、三〇〇円
同右	同右	同右	同右	同右	七四、八〇〇円
浮間三丁目アパート (8号棟)	北区浮間三丁目四番	同右	四二戸	三一、三〇〇円	七四、八〇〇円
同右	同右	同右	二八戸	三六、五〇〇円	八七、四〇〇円
同右	同右	同右	七戸	四三、二〇〇円	一〇三、六〇〇円
同右	同右	同右	五四戸	三一、三〇〇円	七四、九〇〇円
浮間三丁目アパート (9号棟)	同右	同右	三六戸	三六、五〇〇円	八七、五〇〇円
同右	同右	同右	九戸	四三、二〇〇円	一〇三、七〇〇円
豊島三丁目アパート (2号棟)	北区豊島三丁目十一番	中層耐火 三四・六平方メートル	一五戸	三一、七〇〇円	九〇、六〇〇円
同右	同右	同右	同右	同右	一〇五、八〇〇円
同右	同右	同右	同右	同右	一二五、五〇〇円

同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
豊島七丁目アパート (3号棟)	北区豊島七丁目七番	高層耐火	五七・三平方メートル	同右	五二、六〇〇円	一五〇、一〇〇円	
同右	同右	同右	三四・六平方メートル	六戸	三一、六〇〇円	八七、三〇〇円	
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	一八戸	三六、八〇〇円	一〇一、九〇〇円	
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	六戸	四三、六〇〇円	一二〇、九〇〇円	

●東京都告示第千四百四十一号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
 条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
 営改良住宅の使用料を、第三条第二項及び第七十一条にお
 いて準用する第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営
 再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和五年十一月
 一日から実施するので、第三条第三項の規定により告示す
 る。

令和五年十月三十一日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	中層耐火	西大久保アパート(2号棟)	新宿区大久保3-13	32.6	1	26,000
改良	高層耐火	白鬚東アパート(17号棟)	墨田区堤通2-10	63.4	3	45,700
改良	中層耐火	萩中一丁目アパート(13号棟)	大田区萩中1-3	36.4	1	29,000
改良	中層耐火	若林四丁目アパート(1号棟)	世田谷区若林4-41	33.4	1	26,300
再開発	高層耐火	小松川アパート(1号棟)	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,200

●東京都告示第千四百四十二号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和五年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置 区画数

白鷺一丁目第4アパート 中野区白鷺一丁目十
二四区画
ト駐車場 三番ほか

王子三丁目アパート 北区王子三丁目二十
二二区画
車場 三番

浮間三丁目アパート 北区浮間三丁目四番
四三区画
車場

豊島三丁目アパート 北区豊島三丁目十一
八区画
車場 番

小川西町四丁目アパー 小平市小川西町四丁
四〇区画
ト駐車場 目十八番

●東京都告示第千四百四十三号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和五年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置 区画数

豊島七丁目アパート 北区豊島七丁目七番
三区画
車場

●東京都告示第千四百四十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、令和四年東京都告示第百五十九号及び令和五年東京都告示第二百五十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十月三十一日

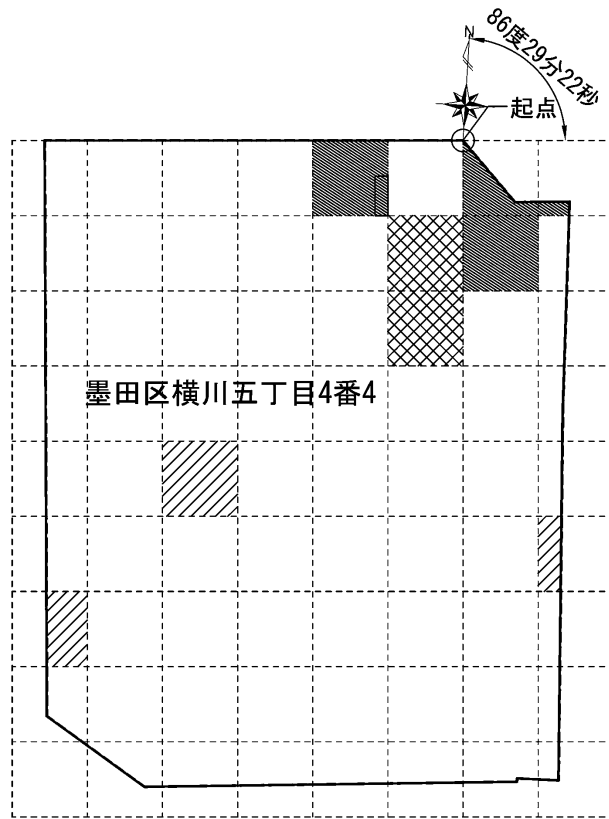
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(墨田区横川五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



- 【凡 例】
- 敷地境界
 - 形質変更時要届出区域
(令和5年東京都告示第255号により指定した区域)
 - 形質変更時要届出区域
(令和4年東京都告示第159号により指定した区域)
 - 単位区画
 - 指定を解除する区域

【起 点】

起点は、墨田区横川五丁目4番4の最北端とする。

【格子の回転角度（86度29分22秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百四十五号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第七条の規定に基づき、令和五年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和五年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
建設局	広報専門員	月額	194,800円

附則

この告示は、令和五年十一月一日から施行する。

●東京都告示第千四百四十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和五年十月三十一日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 都道神湊八重根港線

二 指定する区間 八丈島八丈町三根千六百九十七番一地从先から同所百十九番一地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第千五百十号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、次の港湾施設を設置し、供用を開始する。

令和五年十月三十一日

東京都知事 小池百合子

種類	名称	規模	所在地	開始年月日
冷蔵コンテナ用荷役施設	品川内賀ふ頭冷蔵コンテナ用荷役施設	二十二南五	港区港南五	令和五年十一月一日

告示(公)

●東京都公安委員会告示第353号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国
家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次
のとおり認定教育実施者から代表者の氏名の変更届出があ
ったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示す
る。

令和5年10月31日

東京都公安委員会
委員長 廣瀬道明
記

変更届出 があった 認定教育 実施者	変更事項	新	旧	変更年月日
株式会社	代表者の	加藤 浩一	加藤 栄一	令和5年8

大泉自動車教習所	氏名	月21日
----------	----	------

●東京都公安委員会告示第354号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国
家公安委員会規則第8号）第8条第1項の規定により、次
のとおり認定検査実施者から代表者の氏名の変更届出があ
ったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示す
る。

令和5年10月31日

東京都公安委員会
委員長 廣瀬道明
記

変更届出 があった 認定検査 実施者	変更事項	新	旧	変更年月日
株式会社 大泉自動車教習所	代表者の 氏名	加藤 浩一	加藤 栄一	令和5年8 月21日

告示(水)

●東京都水道局告示第十号

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程（平成
十年東京都水道局管理規程第四十三号）第二条の規定に基
づき、使用水量の計量業務を次のとおり委託したので、同
規程第三条の規定により告示する。

令和五年十月三十一日

東京都水道局長 西山智之

- 一 委託期間
令和五年十一月一日から令和六年十月三十一日まで
- 二 委託した相手方
受託者名 所在地
東京都市サービス株式会社
中央区晴海一丁目八番十一号

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
郵便番号 163-8001
電話 〇三(五三二二)一(一一一)代

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む）

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

